

【2023年8月2日発行】

■ 人事労務マガジン／定例第155号 ■

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省 Twitter・Facebook は、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式 Twitter>

- 手順1 Twitter アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://twitter.com/mhlwtwitter> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

<厚生労働省公式 Facebook>

- 手順1 Facebook アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://www.facebook.com/mhlw.japan> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

【目次】

1. 「多様な正社員」制度の導入・改定をコンサルタントが無料でサポートします
2. 外国人技能実習制度に関するセミナーと個別コンサルティングをオンラインで実施します
3. オンライン開催「自営型テレワーク活用セミナー」の参加者募集中【再掲】
4. 「仕事と育児／介護の両立支援セミナー」オンライン・会場開催
8月、9月セミナー参加者募集中【再掲】
5. 経営者・人事労務担当者さま
「仕事と育児／介護の両立支援」について専門家による個別支援が受けられます【再掲】
6. 「医師の働き方改革」について医学生向けの講義を実施しませんか？【再掲】
7. 高校・大学の教職員等に向けた「労働法の教え方セミナー」を8月～10月にオンライン開催【再掲】
8. 「労働契約等解説セミナー2023」を8月10日、25日、29日にオンライン開催
無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説【再掲】

9. 「過重労働解消のためのセミナー」参加者募集
10月からオンラインと会場で全55回開催【再掲】

【厚生労働省からのお知らせ】

広報誌『厚生労働』8月号発売中

【トピック 1】「多様な正社員」制度の導入・改定をコンサルタントが無料でサポートします

厚生労働省では「多様な正社員」制度を普及・定着させるため、「多様な正社員」制度の導入や改定を検討されている企業へのコンサルティング支援を行っています。

「多様な正社員」とは、職務内容、勤務地、労働時間などを限定して選択できる正社員をいいます。

多様な正社員の専門知識を持ったコンサルタント（社労士等）が全国どの企業にも無料で伺います。また、オンライン（ウェブ会議形式を含む）で支援を受けることもできます。

■多様な正社員の活用ケース

- ・転勤や長時間労働等が困難な各自の事情に合わせて、雇用の期間の定めがなく能力を活かせる働き方を用意したい
- ・職務を高度な専門分野に限定して、特定の業務を行うプロフェッショナル人材を雇用したい
- ・転勤やフルタイム勤務が困難な各自の事情に合わせて、既存のあるいは新設した多様な正社員区分を、無期転換後の受け入れ先としたい

■支援概要

対象：「多様な正社員」制度の導入もしくは見直しを検討している企業

費用：無料

期間：2023年8月～2024年2月

実施方法：対面かオンライン（ウェブ会議等）を選択

回数：1社あたり4～6回程度の訪問支援を実施

内容：

- ・人事管理上の課題等の現状を把握し、多様な正社員の活用方針を整理

- ・ 導入する多様な正社員の格付けや待遇等の検討
- ・ 多様な正社員の導入に向けた就業規則等の修正の検討

【詳細・お申し込みはこちら】

「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業 特設サイト

<https://tayounaseishainseido.com/>

【お問い合わせ】

令和5年度「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業事務局

(委託先：PwC コンサルティング合同会社)

E-mail：jp_cons_tayounaseishain@pwc.com

TEL：03-6257-0785

【トピック2】外国人技能実習制度に関するセミナーと個別コンサルティングをオンラインで実施します

法務省・厚生労働省が所管する外国人技能実習機構では、技能実習制度に対する理解を深めていただくためのセミナーと個別コンサルティングをオンライン開催します。

対象は、技能実習生を受け入れ中の監理団体や実習実施者の皆さま、技能実習生の受け入れを検討中の皆さまで、いずれも費用は無料です。

皆さまのご参加をお待ちしています。

【概要】

1. 雇用環境改善促進セミナー（定員：各回先着 200 名）

基礎編：8月4日（金）、9月8日（金）

応用編：10月17日（火）、11月9日（木）

【セミナーに関する詳細・お申し込みはこちら】

外国人技能実習機構の委託先ウェブサイト

<https://www.mizuho-rt.co.jp/seminar/info/2023/ginogijissyu/index.html>

2. 運用支援コンサルティング

監理団体向け、実習実施者向けに分けて実施します。なお、コンサルティングを受けたことを理由として、外国人技能実習機構の現地検査が行われることはありませんので、この機会

にぜひご利用ください。

・申し込み期限：11月30日（木）

【コンサルティングに関する詳細・お申し込みはこちら】

外国人技能実習機構の委託先ウェブサイト

<https://www.mizuho-rt.co.jp/topics/2023/ginojissyu.html>

【お問い合わせ】

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社社会政策コンサルティング部

（外国人技能実習機構委託）

TEL：03-5281-5276（平日10時～12時、13時～17時）

【再掲】

【トピック3】オンライン開催「自営型テレワーク活用セミナー」の参加者募集中

「自営型テレワーク活用セミナー」を8月と10月にオンラインで開催します。
このセミナーは、会社に雇用されないで、請負契約などにより、主に自宅などでテレワークを行う方や、そのような方へ業務委託をしたいと考えている事業者の方などを対象としています。

自営型テレワークの基本を知り、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を理解することで、自営型テレワークを活用する発注者、仲介事業者、自営型テレワーカーが、トラブルを未然に防止し円滑に業務を進めることを目的としたセミナーです。
ぜひご利用ください。【事前申し込み制・参加無料】

■自営型テレワーカー向け

第1回 8月3日（木）10:00～12:00

第2回 10月26日（木）10:00～12:00

■発注者・注文者等企業向け

第1回 8月3日（木）14:00～16:00

第2回 10月26日（木）14:00～16:00

※いずれもオンライン開催

【詳細・お申し込みはこちら】

自営型テレワーカー向けセミナー

https://homeworkers.mhlw.go.jp/seminar/2023_w.html

発注者・注文者等企业向けセミナー

https://homeworkers.mhlw.go.jp/seminar/2023_c.html

【再掲】

【トピック 4】「仕事と育児／介護の両立支援セミナー」オンライン・会場開催

8月、9月セミナー参加者募集中

「中小企業 育児・介護休業等推進支援事業」（厚生労働省委託事業）では、「仕事と育児／介護の両立支援セミナー」を随時開催しています。

8月、9月開催のオンライン・会場開催セミナーをご案内します。【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、改正育児・介護休業法のポイントはもちろん、スムーズな育休取得や職場復帰に向けて活用できるツールや男性育休のよくあるお悩み、また、介護離職防止の取り組み例など、企業事例も交えてご紹介します。

企業の人事労務ご担当の皆さま、関心をお持ちの方はご予定に合わせてお申し込みください。

【開催日程】

■仕事と育児または介護の両立支援 オンラインセミナー（定員：各回 100 名）

仕事と育児：9月1日（金）、9月25日（月）

仕事と介護：8月17日（木）、9月15日（金）

■仕事と育児の両立支援 会場・オンライン ハイブリッドセミナー

日時：9月13日（水）

場所：株式会社パソナ 南青山本社内会議室

定員：会場（50名）、オンライン（100名）

※キャリア形成・学び直し支援センターとの共催セミナーです。

【詳細・お申し込みはこちら】

「中小企業 育児・介護休業等推進支援事業」公式サイト

https://ikuji-kaigo.com/host_seminar.html

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局（厚生労働省委託）

<https://ikuji-kaigo.com/>

TEL : 03-5542-1740

【再掲】

【トピック 5】 経営者・人事労務担当者さま

「仕事と育児／介護の両立支援」について専門家による個別支援が受けられます

厚生労働省では、従業員の「仕事と育児／介護の両立支援」に取り組む企業に対し、個別支援を実施しています。

円滑な育休取得や介護と両立できる職場づくりについて、社労士などの資格をもつ専門家（仕事と家庭の両立支援プランナー）が、貴社の実情やニーズをお聞きし、無料で個別にご支援します。

全国どこでも、訪問またはオンラインにて支援を受けられます。

ご利用者の皆さまからは、大変ご好評をいただいています。具体的に相談したい経営者・企業の人事労務ご担当者の皆さま、ぜひご検討ください。

■ご利用者様の声

- ・ 専門家から具体的な話を聞く事ができ、とても勉強になった。
- ・ 具体的にどんな取り組みをしたら良いか知る事ができ良かった。
- ・ そのまま使える面談シートや管理職向けマネジメントのポイントなど、すぐに役立ちそう。

【無料個別支援のお申し込みや詳細はこちら】

「中小企業 育児・介護休業等推進支援事業」公式サイト

<https://ikuji-kaigo.com/>

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局（厚生労働省委託）

<https://ikuji-kaigo.com/>

TEL : 03-5542-1740

【再掲】-----

【トピック 6】「医師の働き方改革」について医学生向けの講義を実施しませんか？

「医師の働き方改革」を推進するためには、今後医師となる医学生が「医師の働き方改革」の趣旨・目的や労働関係法令の知識等を理解していることが重要です。

厚生労働省では、医学生向けに「医師の働き方改革」等に関する講義を行う医学部に対し、講義実施に向けた支援をしており、ご要望に応じて医師、弁護士等の講師派遣などを無料で行っています。

医学生の皆さんが医師の働き方について知るきっかけづくりとして、講義の実施をご検討ください。

※昨年度（令和4年度）は10大学（11回講義実施）にご利用いただきました。

【支援概要】

(1) 全般的な支援

講義内容の企画立案から、講師派遣、各種の事前準備、講義当日の運営等まで、ご希望に合わせて総合的にサポート

(2) 講師の派遣

大学で企画した講義テーマに合わせて、働き方改革に知見のある専門家（医師や弁護士）を講師として派遣

(3) 講義動画の提供

大学で企画した講義テーマに合わせて、講師による講義の動画を提供

(4) 資料の提供

大学で講義を実施するための資料を提供

※料金は全て無料

【お問い合わせ・お申し込みはこちら】

労働法教育に関する支援対策事業 大学医学部向け講義支援

<http://www.langate.co.jp/roudou2023/contents/medical.html>

【再掲】

【トピック 7】 高校・大学の教職員等に向けた「労働法の教え方セミナー」を8月～10月にオンライン開催

このセミナーは、高校や大学等の教職員の皆さまが、生徒や学生たちに労働法を教えられるよう、そのノウハウを分かりやすく解説するものです。

セミナーは「高校の教職員等向け」と「大学の教職員等向け」の2種類があり、参加者には高校・大学等で労働法を教えるためのマニュアル（冊子）を差し上げます。

教職員の方はもちろん、それ以外の方でも参加いただけます。関心をお持ちの方は、ぜひお申し込みください。【事前申し込み制・参加無料】

【テーマ】

- ・労働法を正しく理解する～労働法教育の必要性・トラブル事例～
- ・就職活動と労働法～生徒の明るい未来のために～
- ・労働法はどう生きる～アルバイト・インターン・就職活動・職業生活～ など

【開催日程】 全てオンライン開催

- ・高校の教職員等向けセミナー

8月17日(木)・8月18日(金) 14:00～16:00

9月13日(水)・9月14日(木) 17:00～19:00

- ・大学の教職員等向けセミナー

9月7日(木)・9月8日(金) 14:00～16:00

10月17日(火)・10月18日(水) 17:00～19:00

※各回のテーマは、お申し込みページからご確認ください。

【詳細・お申し込み・お問い合わせはこちら】

高校の教職員等向けセミナー

<http://www.langate.co.jp/roudou2023/contents/highschool.html>

大学の教職員等向けセミナー

<http://www.langate.co.jp/roudou2023/contents/university.html>

【再掲】-----

【トピック 8】「労働契約等解説セミナー2023」を8月10日、25日、29日にオンライン開催

無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説

多様な人材を活用したいとお考えの事業主・人事労務担当の皆さま、社内のルールは整備されていますか？

このセミナーでは、労働契約に関する基本情報をはじめ、パートや契約社員などが長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、昨年7月に改定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説します。

事業主・人事労務担当者や労働者の皆さまなど、どなたでもご参加いただけます。セミナー終了後は、個別相談会も開催します。【事前申し込み制・参加無料】

【テーマ】

- ・労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎
- ・無期転換ルール
- ・副業・兼業の促進に関するガイドライン

【開催概要】

開催日：8月10日（木）、25日（金）、29日（火）

開催時間：セミナー 13:30～15:40 個別相談会 15:50～16:50

開催形式：オンライン

【詳細・お申し込みはこちら】

労働契約等解説セミナー

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2023」運営事務局

ランゲート株式会社（委託先）

TEL：075-741-7862

【再掲】

【トピック 9】「過重労働解消のためのセミナー」参加者募集

10月からオンラインと会場で全55回開催

健康でやる気あふれる職場を実現しませんか？企業の経営者や人事労務担当者、管理職の皆さまへの支援を目的に、「過重労働解消のためのセミナー」を開催します。オンラインで51回、会場（東京、大阪）で4回の全55回（うち3回は「特別企画 業務効率化セミナー」）を開催します。【事前申し込み制・参加無料】

セミナーでは、過重労働防止に関する労働関係法令の制度概要、過重労働の防止・解消のための対策・手法等の解説、取り組みの好事例の紹介などを行います。

各回とも「過重労働とパワハラ防止対策」や「損害賠償請求事例と労災上積み補償」などの「詳細解説テーマ」も設けていますので、興味のあるものにご参加ください。

また、「特別企画 業務効率化セミナー」では、業務効率化の考え方や手法・事例などを中心にお伝えします。

経営者や人事労務担当者、管理職の皆さまをはじめ、どなたでも無料で参加いただけます。特設ウェブサイト（8月7日公開予定）にて参加者の募集を開始します。皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催期間・時間】

2023年10月3日（火）～2024年1月18日（木）（全55回）

・午前開催の場合 9:30～12:00

・午後開催の場合 14:00～16:30

※日程や開催時間・会場・講師などの詳細は、特設ウェブサイト（8月7日公開予定）にてご案内します。

【詳細解説テーマ例】

- ・ 過重労働に係る損害賠償事例
- ・ 過重労働とメンタルヘルス対策
- ・ 過重労働と労災認定
- ・ 過重労働とパワハラ防止対策
- ・ 過重労働とテレワーク など

【詳細・お申し込みはこちら】

特設ウェブサイト（8月7日（月）公開予定）

<https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>

※特設サイト公開後、お申込みが可能となります。

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「過重労働解消のためのセミナー事務局」

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（略称：全基連）

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-12-2 三秀舎ビル 6 階

担当：川田代、磯谷

TEL：03-5283-1030（平日 10:00～17:00）

FAX：03-5283-1032

E-mail：kajyu-kaishou@zenkiren.com

【厚生労働省からのお知らせ】

広報誌『厚生労働』8月号発売中！

毎月1日発行の広報誌「厚生労働」では、厚生労働省の施策などを分かりやすく解説・紹介しています。

■特集1「知っておきたい 性感染症の正しい知識」

昨年の梅毒患者の報告数は、1999年に現在の統計方法になって以来初めて年間1万人を超え、今年に入ってから依然として増え続けている状況です。この特集では梅毒に加え、HIV感染症やエムポックスなど、今注視すべき性感染症の状況や予防法・治療法、相談先などを紹介します。

■特集2「コロナ禍を経て再開する『戦没者遺骨収集』と『慰霊碑巡礼』」

厚生労働省では戦没者遺族への援護行政として、第2次世界大戦の「戦没者遺骨収集事業」を実施しています。特集では、サイパン島の隣にあるアメリカ自治領「テアニン島」とアリューシャン列島の西端にあるアメリカ・アラスカ州「アッツ島」での遺骨収集事業と、海外に15ある戦没者慰霊碑の建立秘話にスポットを当て、海外での遺骨収集と慰霊碑巡礼の様子をお伝えします。

ぜひご覧ください。

【最新号目次】

広報誌「厚生労働」2023年8月号

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202308.html

※一部記事はウェブサイト上で閲覧可能です。

▽▼ 現在の雇用失業情勢 ▲△

8月1日に公表された、完全失業率は2.5%と前月に比べ0.1ポイント低下、有効求人倍率は1.30倍と前月に比べて0.01ポイント低下となりました。

【労働力調査（総務省）】

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.html>

【一般職業紹介状況】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34326.html

★バックナンバー

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/merumaga_page.html

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク）

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

●編集：厚生労働省

●当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
